

事務連絡
令和元年10月30日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その7）

令和元年台風第19号による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

（令和元年10月28日付け事務連絡から、下線部及び別紙を更新）

記

1に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第20条第1項、第48条第1項、第66条第1項、第78条第1項、第87条第1項、第96条第1項、第127条第1項、第140条の6第1項、第145条第1項、第155条の5第1項、第182条第1項、第197条第1項及び第212条第1項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第50条第1項、第69条第1項、第81条第1項、第90条第1項、第118条の2第1項、第135条第1項、第155条第1項、第190条第1項、第206条第1項、第238条第1項、第269条第1項並びに第286条第1項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の19第1項、第24条第1項、第71条第1項、第96条第1項、第117条第1項、

第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 令和元年台風第 19 号に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和元年 10 月 30 日午後 0 時時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

(2) 令和元年台風第 19 号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年1月末までの介護サービス分

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1(2)の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が1(1)の市町村であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。
また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

猶予実施市町村

(令和元年 10 月 30 日午後 0 時時点)

(下線部が更新部分)

	都道府県	市町村
1	岩手県	宮古市
2		大船渡市
3		陸前高田市
4		釜石市
5		大槌町
6		山田町
7		田野畑村
8	宮城県	仙台市
9		石巻市
10		塩竈市
11		気仙沼市
12		白石市
13		名取市
14		角田市
15		多賀城市
16		岩沼市
17		登米市
18		栗原市
19		東松島市
20		大崎市
21		富谷市
22		蔵王町
23		七ヶ宿町

24		大河原町	
25		村田町	
26		柴田町	
27		川崎町	
28		丸森町	
29		亘理町	
30		山元町	
31		松島町	
32		七ヶ浜町	
33		利府町	
34		大和町	
35		大郷町	
36		大衡村	
37		色麻町	
38		加美町	
39		涌谷町	
40		美里町	
41		女川町	
42		南三陸町	
43		福島県	福島市
44			会津若松市
45			郡山市
46	いわき市		
47	白河市		
48	須賀川市		
49	喜多方市		
50	相馬市		
51	二本松市		

52		田村市
53		南相馬市
54		伊達市
55		本宮市
56		桑折町
57		国見町
58		川俣町
59		大玉村
60		鏡石町
61		天栄村
62		檜枝岐村
63		只見町
64		猪苗代町
65		会津美里町
66		西郷村
67		泉崎村
68		中島村
69		矢吹町
70		棚倉町
71		矢祭町
72		塙町
73		鮫川村
74		石川町
75		玉川村
76		平田村
77		浅川町
78		古殿町
79		三春町

80		小野町
81		檜葉町
82		富岡町
83		川内村
84		大熊町
85		双葉町
86		浪江町
87		葛尾村
88		新地町
89		飯館村
90	茨城県	水戸市
91		日立市
92		土浦市
93		石岡市
94		結城市
95		常陸太田市
96		高萩市
97		北茨城市
98		茨城町
99		那珂市
100		常陸大宮市
101		大子町
102		神栖市
103		守谷市
104		つくば市
105		ひたちなか市
106		城里町
107	筑西市	

108		笠間市
109	栃木県	宇都宮市
110		足利市
111		栃木市
112		佐野市
113		鹿沼市
114		日光市
115		大田原市
116		矢板市
117		那須塩原市
118		さくら市
119		塩谷町
120		那須町
121		<u>那珂川町</u>
122		那須烏山市
123		小山市
124		下野市
125		上三川町
126		茂木町
127		壬生町
128	群馬県	高崎市
129		太田市
130		館林市
131		藤岡市
132		富岡市
133		安中市
134		神流町
135		南牧村

136		孺恋村
137		高山村
138		千代田町
139		大泉町
140		邑楽町
141		みなかみ町
142		埼玉県
143	川越市	
144	熊谷市	
145	川口市	
146	秩父市	
147	所沢市	
148	飯能市	
149	本庄市	
150	東松山市	
151	狭山市	
152	深谷市	
153	上尾市	
154	戸田市	
155	入間市	
156	朝霞市	
157	志木市	
158	和光市	
159	新座市	
160	桶川市	
161	富士見市	
162	坂戸市	
163	鶴ヶ島市	

164		日高市
165		ふじみ野市
166		嵐山町
167		小川町
168		川島町
169		吉見町
170		ときがわ町
171		横瀬町
172		皆野町
173		小鹿野町
174		美里町
175		神川町
176		寄居町
177	千葉県	千葉市
		<u>中央区</u>
		<u>花見川区</u>
		<u>稲毛区</u>
		<u>若葉区</u>
		<u>緑区</u>
178		館山市
179		鴨川市
180		富里市
181		<u>南房総市</u>
182		山武市
183		<u>大網白里市</u>
184		多古町
185	睦沢町	
186	東京都	墨田区

187		大田区	
188		世田谷区	
189		北区	
190		板橋区	
191		練馬区	
192		八王子市	
193		立川市	
194		青梅市	
195		府中市	
196		昭島市	
197		調布市	
198		町田市	
199		日野市	
200		福生市	
201		狛江市	
202		羽村市	
203		あきる野市	
204		瑞穂町	
205		日の出町	
206		檜原村	
207		奥多摩町	
208		神奈川県	川崎市
209			相模原市
210			平塚市
211			小田原市
212			茅ヶ崎市
213			秦野市
214	厚木市		

215		伊勢原市
216		海老名市
217		座間市
218		南足柄市
219		寒川町
220		大井町
221		松田町
222		山北町
223		箱根町
224		湯河原町
225		愛川町
226		清川村
227	新潟県	上越市
228		富士吉田市
229		都留市
230		山梨市
231		大月市
232		韮崎市
233		南アルプス市
234		北杜市
235	山梨県	笛吹市
236		上野原市
237		甲州市
238		市川三郷町
239		早川町
240		身延町
241		南部町
242		富士川町

243		道志村
244		鳴沢村
245		富士河口湖町
246		小菅村
247		丹波山村
248	長野県	長野市
249		松本市
250		上田市
251		岡谷市
252		諏訪市
253		須坂市
254		小諸市
255		伊那市
256		中野市
257		飯山市
258		茅野市
259		塩尻市
260		佐久市
261		千曲市
262		東御市
263		安曇野市
264		小海町
265		南相木村
266		北相木村
267		佐久穂町
268		軽井沢町
269		御代田町
270		立科町

271		青木村
272		長和町
273		下諏訪町
274		富士見町
275		原村
276		辰野町
277		麻績村
278		生坂村
279		坂城町
280		小布施町
281		高山村
282		飯綱町
283	静岡県	伊豆の国市
284		函南町